部長及び参事官　　地域発第181号
殿　　令和３年７月１日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

地域警察官及び交番相談員の耐刃防護衣着用基準について（通達乙）

地域警察活動における耐刃防護衣の着用については、「地域警察官の耐刃防護衣着用の再徹底について（通達乙）」（平成28年５月９日地域発第170号。以下「旧通達」という。）等により示達してきたが、全国的に刃物使用による凶悪事件が後を絶たず、県内においても地域警察官が当事者となる公務執行妨害事件が相次いでおり、現場への早期臨場とその初動対応に当たる地域警察官は、特に受傷事故の危険性が高い。さらに、平成30年には富山県で拳銃奪取を企図する者による交番への襲撃により、地域警察官が殉職、交番相談員が負傷し、奪取された拳銃で一般人が殺害される事件が発生しており、その後も交番、駐在所への襲撃事件が続発している状況である。

以上のことを踏まえ、地域警察官及び交番相談員の受傷事故防止に万全を期するため、耐刃防護衣の着用基準を下記のとおり定めるので、徹底されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

１　着用対象者

(1)　地域警察官（高知県地域警察運営規程第６条の地域警察勤務に従事する者）

(2)　交番相談員

２　着用基準

(1)　地域警察官

ア　通常基本勤務中は耐刃防護衣を着用すること。

イ　特別勤務においても、所属長が受傷事故防止のため着用を必要と認める場合は、耐刃防護衣を着用すること。

(2)　交番相談員

勤務中は耐刃防護衣を着用すること。

３　留意事項

(1)　装備資機材の有効活用

刃物等凶器使用事案に対応する際は、耐刃防護衣を過信せず、耐刃手袋、刺股、警杖、防護盾等の装備資機材を有効活用すること。

また、夜間及び暗所において活動する際は、耐刃防護衣の上に夜光チョッキを着装すること。

(2)　銃器事案への対応

　耐刃防護衣は、銃器には対応できないため、銃器所持事案等に対応する際は、防弾チョッキや防弾盾等対銃器用の装備品を使用すること。

4　教養・保管管理の徹底

(1)　地域警察幹部は、耐刃防護衣の着用について、適切かつ具体的に教養し、受傷事故防止意識の確実な浸透を図るとともに、勤務員の着用状況について常に点検を行うこと。

(2)　耐刃防護衣の貸与を受けている職員は、保管管理を徹底するとともに、常にその機能性を損なわないよう正しく着用し、丁寧に取扱うこと。

　なお、汚損・破損等により着用に支障が生じた場合は、速やかに県本部地域課を経由して報告すること。

（担当：地域課指導係　3573）